

日医発第 2426 号（健Ⅱ）
令和 5 年 3 月 29 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

新型インフルエンザ等に係る「特定接種管理システム」に関わる告示改正について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録事業者に対する特定接種管理システム上の登録更新手続きの一時中止については、[令和 5 年 1 月 17 日付日医発第 1956 号（健Ⅱ）](#)をもって貴会宛ご連絡いたしました。

今般、厚生労働省より、特定接種制度に関する告示を改正し、更新手続きが完了していない登録情報（登録年月日 2018 年 3 月 30 日）を自動的に 1 年延長（登録の有効期限が 2024 年 3 月 30 日となる）する旨、別添メールを特定接種管理システムから登録事業者宛に配信した旨、本会宛情報提供がありました。

一方、更新の意思が回答済みの登録情報は、通常通り 5 年更新もしくは情報を抹消処理するとされております。

また、本改正では、期限更新手続き期間について、有効期限の 90 日前～30 日前から 180 日前～30 日前に変更され、今年の 10 月頃より手続き期間開始予定となっております。

なお、本件は平成 28 年から稼働した新型インフルエンザ等の特定接種管理システムに係るものであり、現在の新型コロナワクチン接種に係るものではないことにご留意ください。

つきましては、貴会におかれましてもご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

特定接種管理システムログインページ：

<https://tokutei.mhlw.go.jp/vaccine/logonPage.do>

2023 年厚生労働省告示第七十五号「新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の登録に関する規程の一部を改正する件」：

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H230317H0030.pdf>

【システム操作に関するお問い合わせ】

ヘルプデスク（平日 9:00-17:00）

メールアドレス：support@tokutei.mhlw.go.jp

電話：03-6910-4813

【制度や運用に関する問い合わせ】

厚生労働省 健康局 結核感染症課 パンデミック対策推進室

メールアドレス：test-tokutei@mhlw.go.jp

「【厚生労働省より】特定接種管理システムに関わる告示改正のお知らせ」

(事業者名) 様
(ログインID: Vn-××××××××)

平素より大変お世話になっております。
厚生労働省特定接種管理システムです。

先日、本システムに2018年3月30日付けでご登録頂いております登録事業者の皆様へ、
「【厚生労働省より】特定接種管理システム登録更新手続き中止のお知らせ」
とのご連絡を差し上げ、登録の有効期限の更新にかかる対応を中断させて頂きます旨をお
伝えしておりました。

この際、更新手続きが完了していない登録情報につきましては一時的に期限を延長するこ
とを検討し、
その後の対応に関しては追って連絡する旨記載がございました。
つきましては、今後の流れについてお伝え致します。

2023年3月30日、特定接種制度に関する告示の改正が施行されました。
改正の内容は登録有効期限の延長及び期限更新手続き期間の延長です。

登録有効期限延長の対象は今回有効期限を迎える登録情報（登録年月日2018年3月30日）
のうち、
更新の意思の有無の回答がお済みでないものになります。
該当する登録情報の有効期限は1年延長されます。（登録の有効期限が2024年3月30日にな
ります）
なお、更新の意思を回答済みの登録情報につきましては、
通常通り5年更新もしくは情報の抹消処理がなされます。

期限更新手続き期間の延長につきまして、
当初の規定では更新期限の90日前～30日前を手続き期間としておりましたが、
これを180日前～30日前と致します。
今回の告示改正に伴う期限延長の対象となった登録情報につきましては、
今年の10月頃より手続き期間開始になります。

なお、先日の件を踏まえ、
アクセス集中を軽減するため今後は業種毎にお手続き頂く日程を割り当てる等の措置も考
えられますので、
詳細は今後のご連絡をお待ちください。

御手数をおかけいたしましたこと誠に申し訳ございませんでした。
感染症対策につきまして今後ともご理解ご協力のほど宜しくお願いいたします。

特定接種管理システムログインページ

<https://tokutei.mhlw.go.jp/vaccine/logonPage.do>

2023 年厚生労働省告示第七十五号

「新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の登録に関する規程の一
部を改正する件」

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H230317H0030.pdf>

本件に関するお問い合わせは下記までお願いします。

【制度や運用に関する問い合わせ】

厚生労働省健康局結核感染症課パンデミック対策推進室

メールアドレス：test-tokutei@mhlw.go.jp

このメールは送信専用のメールアドレスから配信されています。
ご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の登録に関する規程の一部を改正する件

○厚生労働省告示第七十五号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項第一号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の登録に関する規程（平成二十五年厚生労働省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。

令和五年三月十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(登録申請書の提出等) 第三条 (略)</p> <p>2 前項の規定による登録申請書の提出は、登録の更新を受けようとする事業者にあつては、登録の有効期間満了の日の百八十日前から三十日前までの間に行うものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>附則</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の登録に関する規程の一部を改正する件(令和五年厚生労働省告示第七十五号)の適用の際現に第二条第一項の規定による登録を受けている事業者であつて、令和五年三月三十日に同条第二項の有効期間が満了するもの(当該満了の後引き続き同条第三項の業務を行う事業者として同項の規定による登録の更新を受けるため第三条第一項の規定による登録申請書の提出を行った事業者を除く。)に対する第二条第二項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは「六年」とする。</p>	<p>(登録申請書の提出等) 第三条 (略)</p> <p>2 前項の規定による登録申請書の提出は、登録の更新を受けようとする事業者にあつては、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に行うものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(新設)</p>